

量子科学技術研究開発機構 任期制非常勤職員（医療職(三)／看護師）募集要項
－放射線医学総合研究所－

募集者名称：国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

- 1 採用予定人員
任期制非常勤職員（医療職(三)）若干名（夜勤あり）
- 2 業務内容
(1) がん患者の看護
(2) 放射線治療・診断の介助
- 3 配属先（予定）
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
放射線医学総合研究所 臨床研究クラスター病院看護科
- 4 勤務地（予定）
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
放射線医学総合研究所（住所：千葉県稲毛区穴川 4-9-1 ）
- 5 応募資格
看護師免許（准看護師のみ不可）
- 6 勤務条件
(1) 報酬 : 日給 14,600 円～（経験による）
(2) 手当等 : 夜勤手当、夜間看護等手当、通勤手当、超過勤務手当 等
(3) 勤務日数 : 週 4 日以内 月曜日～金曜日の範囲で応相談
※夜勤は週 1 回程度で、1 回の勤務を 2 日と換算する。
(4) 勤務時間 : <日勤>
A 勤務 8:30～17:00
B 勤務 10:00～18:30
C 勤務 11:30～20:00
<夜勤>
D 勤務 16:30～翌 9:00
※夜勤のみの勤務も可だが、その場合もオリエンテーション及びトレーニングは日勤の時間に行う。
※日勤の場合原則 A 勤務であるが、業務都合により B 勤務及び C 勤務を命ずることもあり得る。
(5) 休日・休暇 : 土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇、年次有給休暇、特別休暇、等。
(6) 各種保険 : 健康保険、厚生年金保険、科学技術企業年金基金、雇用保険、労災保険
※夜勤のみの勤務の場合、労災保険のみ
- 7 提出書類
(1) 履歴書（当機構指定様式を使用したもの）（[PDF](#)、[WORD](#)）
(2) 職務経歴書（A 4 様式自由）
※A 4 片面印刷としてください。
※書類は折らないでください。
※応募書類に不備がある場合受理しないことがあります。
(3) 看護師免許の写し（コピー）
※A 4 サイズに縮小、裏面の記載があれば両面コピーしてください。
- 8 書類提出締切日
随時（ただし、適任者決定次第締切）

- 9 書類提出先
〒263-8555 千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
放射線医学総合研究所 管理部 庶務課
(封筒に「**任期制非常勤職員応募書類 (看護師 (夜勤あり) / 看護科)**」と朱書してください。)
- 10 書類審査
提出された応募書類について審査の上、採用試験受験者を決定します。書類審査の結果及び採用試験の詳細については、応募書類に記載のe-mail又は住所あて文書で通知します。応募書類は返却致しませんのでご了承下さい。
- 11 採用試験
面接審査
- 12 採用試験日
書類審査後、随時実施
- 13 採用試験会場 (予定)
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
放射線医学総合研究所 (住所：千葉県稲毛区穴川4-9-1)
- 14 試験結果
採用試験終了後、速やかに文書により通知します。
- 15 契約期間
採用日 (毎月1日付け) から平成31年3月31日まで
(次年度への雇用期間更新は、業務の必要性及び職務遂行能力、職務遂行態度、勤務状況の評価の他、予算・経費の状況等に基づいて判断する。ただし雇用期間の限度は当初採用日から5年に達する日までとする。)
- 16 旅費について
当該応募に係る旅費は支給いたしません。
- 17 問合せ先
(1) 応募に関する問合せ先
〒263-8555
千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
放射線医学総合研究所 管理部庶務課 腰川
Tel : 043-206-3004
Fax : 043-206-8301
e-mail : nirs_jinji=qst.go.jp
(「=」を「@」に置き変えてください)
- (2) 募集内容に関する問合せ先
〒236-8555
千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
放射線医学総合研究所 臨床研究クラスター病院事務課 澁谷
Tel : 043-206-3306
Fax : 043-256-3345
e-mail : jimuka=qst.go.jp
(「=」を「@」に置き変えてください)
- 18 留意事項

日本国籍を有していない場合は、採用予定日までに日本国内における当機構で就労するために必要な在留資格を取得してください。

19 個人情報の取扱い

提出いただいた個人情報は採用選考のために利用します。採用が決定した方の個人情報については、引き続き採用後の雇用管理のために利用します。なお、不採用となった方の個人情報は採用選考終了後速やかに破棄します。

20 その他

本募集で採用された職員は、研究開発力強化法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に該当し、労働契約法第 18 条の特例対象となります。